令和　７年（ケ）第　　３６号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年　３月１１日
前橋地方裁判所民事部執行係
裁判所書記官　荻　野　和　泉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年　４月１４日から 令和　８年　４月２１日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年　４月２８日　午前　９時００分 前橋地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　８年　５月１９日　午後　１時００分 前橋地方裁判所民事部執行係
特別売却実施期間	令和　８年　５月　１日　午前１０時００分から 令和　８年　５月　１日　午後　５時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，株式会社商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年　３月１１日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	2,300,000 1,840,000	一括	460,000	27,403	7,703
1	680,000				
2	260,000				
3	1,360,000				
備考					

令和　７年（ケ）第　　３６号

物　件　目　録

１　所　　在　　伊勢崎市境栄

　　地　　番　　６７３番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１６１．９７平方メートル

２　所　　在　　伊勢崎市境栄

　　地　　番　　６７２番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　６２．０７平方メートル

３　所　　在　　伊勢崎市境栄　６７３番地３

　　家屋　番号　　６７３番３

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　４４．７１平方メートル
　　２階　　３４．７８平方メートル

（現況）

　　床　面　積　　１階　　約５７平方メートル
　　２階　　３４．７８平方メートル

令和　7年（ケ）第　　36号

物　件　明　細　書

令和　8年　1月20日
前橋地方裁判所民事部執行係
裁判所書記官　荻　野　和　泉

1　不動産の表示
【物件番号1～3】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～3】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号3】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　意　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　７年（ケ）第　　３６号

物　件　目　録

１　所　　在　　伊勢崎市境栄

　　地　　番　　６７３番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１６１．９７平方メートル

２　所　　在　　伊勢崎市境栄

　　地　　番　　６７２番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　６２．０７平方メートル

３　所　　在　　伊勢崎市境栄　６７３番地３

　　家屋　番号　　６７３番３

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　４４．７１平方メートル
　　２階　　３４．７８平方メートル

（現況）

　　床　面　積　　１階　　約５７平方メートル
　　２階　　３４．７８平方メートル

令和７年(ケ)第　　３６号
令和７年　８月　８日受理
令和７年　９月　９日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所
執行官　三　井　　誠　㊞

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　７年（ケ）第　　３６号

物　件　目　録

１　所　　在　　伊勢崎市境栄

　　地　　番　　６７３番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１６１．９７平方メートル

２　所　　在　　伊勢崎市境栄

　　地　　番　　６７２番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　６２．０７平方メートル

３　所　　在　　伊勢崎市境栄　６７３番地３

　　家屋　番号　　６７３番３

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　４４．７１平方メートル
　　２階　　３４．７８平方メートル

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	伊勢崎市境栄６７３番地３（住居表示未実施）
土地	物件１、２
現況地目	■宅地（物件１、２）
形状	□概ね公図のとおり　■概ね地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり
占有者及び占有状況	■土地所有者Ａ　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し，占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	■土地に定着するカーポート（フレームのみ）が存在する。 ■北側隣接地の樹木の枝葉が本件土地に越境している。（写真②参照）
建物	物件３
種類，構造及び床面積の概略	□公簿上の記載と概ね同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる（■主である建物　□附属建物） □種　類： □構　造： ■床面積：１階　約５７平方メートル
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者Ａ　□その他の者 上記の者が本建物を居宅（空き家）として占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	■屋根の一部が西側隣接地に越境しているおそれがある。（写真④参照） ■軒天の一部が損傷している。
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　平成　年（　）第　号 保管開始日　平成　年　月　日
土地建物の位置関係	□概ね建物図面（各階平面図）のとおり　■概ね土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

1　本件土地建物は、亡Ｂの所有であったが、令和２年１０月２１日にＢが亡くなり、Ｂの妻Ａが相続人となったが、相続登記がなされないため、申立債権者が、亡ＢからＡの所有権移転登記を行って競売手続を進めている事案である。

2　所有者Ａに対して、本件土地建物の使用に関する照会書を送付したが、期限までに回答書を提出しなかった。

3　令和７年８月１２日物件所在地を訪問したところ、亡Ｂの苗字が記載された表札が存在したが、不在のため、次回調査日（８月２９日）を記載した文書を玄関ドアに差し置いた。

4　令和７年８月２９日物件所在地を訪問したところ、不在のため、技術者に解錠させて本件建物内を調査した。

5　本件建物内には所有者ＡとＢ宛の郵便物が存在したが、建物使用の徴表は見受けられなかった。

6　近隣者によれば、亡Ｂは病気のため病院に入院し、そのまま亡くなった模様であるが、詳しいことはわからないとのことである。

7　以上の調査結果から、所有者Ａが本件建物を空き家の状態で占有しているものと思料する。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年8月12日 9:55－10:05	物件所在地	■現地調査、写真撮影、不在のため連絡文書差し置き
令和7年8月12日 10:50－11:00	前橋地方法務局伊勢崎支局	■登記事項要約書交付 ■建物登記調査
令和7年8月12日 11:15－11:35	伊勢崎市役所	■家屋見取図交付
令和7年8月29日 10:00－10:40	物件所在地	■現地（建物立入）調査、写真撮影
年　月　日 ：　－　：		
年　月　日 ：　－　：		
年　月　日 ：　－　：		

（特記事項）

□　　年　　月　　日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■　令和7年8月29日

目的物件は不在で施錠されていたので，評価人を立会人として立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　　年　　月　　日

休日・夜間執行許可の提示をした。

■　令和7年8月29日　評価人同行

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	境栄

請求部分	所在	伊勢崎市境栄				地番	673番3		
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和50年12月13日			備付年月日（原図）		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（前橋地方法務局伊勢崎支局管轄）

令和7年4月4日

東京法務局

地図整理番号：M86366　　登記官

（1/1）

A3をA4に縮小コピー

登記年月日： 昭和52年12月12日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（前橋地方法務局伊勢崎支局管轄）
令和7年4月4日　東京法務局

0123285　~~前672~~　前673

地　積　測　量　図

地　番	~~673-1~~　673-1-2-3-4
土地の所在	~~佐波郡~~ 伊勢崎市 ~~殖蚕字~~ 栄

伊勢崎市境界

673-1 地積計算 (イ)
14.28m (5.97m + 4.00m) 1/2 = 98.2313m²
16.38 × 7.32 × 1/2 = 59.9508
12.32 × 0.90 × 1/2 = 5.5370
計 164.8191m²

673-2 地積計算 (ロ)
13.96m × 4.70m × 1/2 = 65.6350m²
14.33 (1.92 + 6.65) 1/2 = 52.8060
計 98.26105m²

673-3 地積計算 (ハ)
16.28m (7.87m + 7.97m) 1/2 = 129.5128m²
11.78 (2.66 + 2.66) 1/2 = 31.9238
3.62 × 0.68 × 1/2 = 1.2308
9.50 × 1.00 × 1/2 = 2.2500
計 164.9721m²

673-4 地積計算 (ニ)
18.48m (9.23m + 9.29m) 1/2 = 172.6488m²

672-1 地積計算 (ヘ)
13.35m (6.22m + 6.65m) 1/2 = 62.0775m²

672-2 地積計算 (ト)
13.35m (6.65m + 6.65m) 1/2 = 62.0775m²

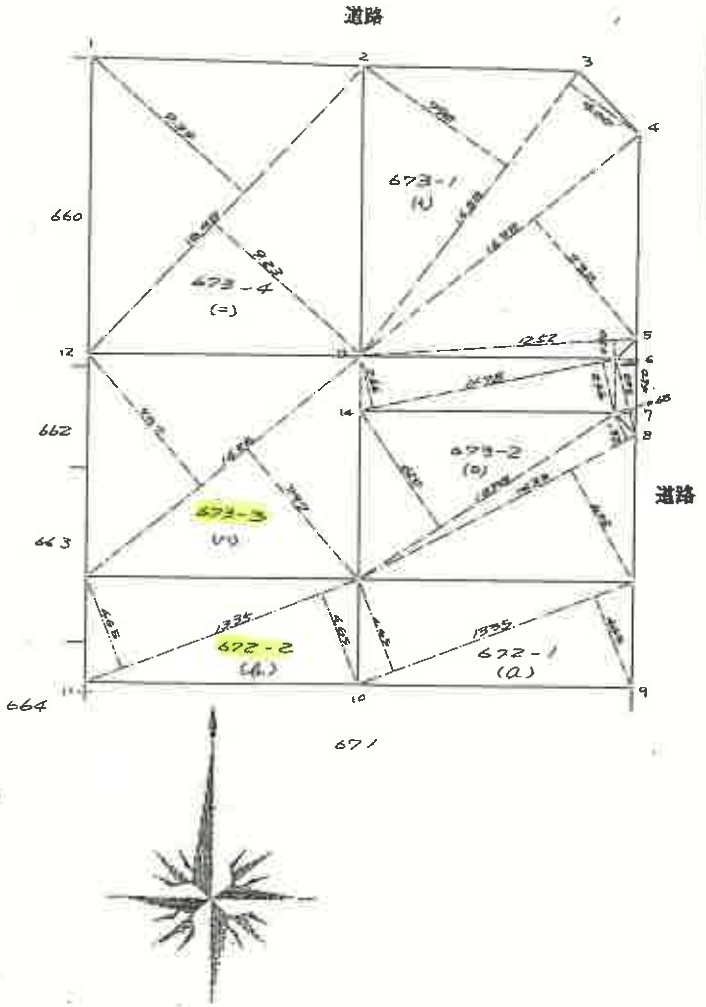

昭和52年12月8日	作製年月日
作製者	

昭五二年拾二月弐日
S52.12.12

縮　尺	1/250

（日本土地家屋調査士会連合会用紙）

（6枚目）

登記官

地図整理番号：M86369

A3をA4に縮小コピー

登記年月日：昭和53年1月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（前橋地方法務局伊勢崎支局管轄）
令和7年4月4日　東京法務局
登記官

（7枚目）

昭和五〇年壱月弐五日

0510575

建物図面
各階平面図

家屋番号	673-3
建物の所在	~~[illegible]~~ 673-3

伊勢崎市境栄

昭和53年1月10日	作製年月日
作製者	

各階平面図

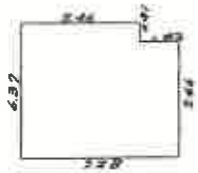

床面積 1階

546 m × 291 m = 1.5855 m²
3.28 × 5.46 = 17.9088
計 16.7943 m²

床面積 2階

4.55 m × 1.82 m = 8.2810 m²
3.28 × 3.64 = 11.9392
計 16.1902 m²

建物図面

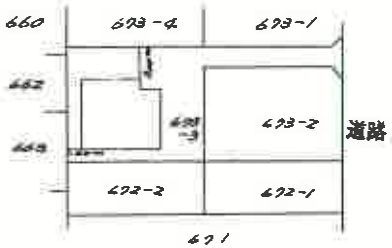

S 53 1 25

（長源納）

縮尺	1/250	1/500

（日本土地家屋調査士会連合会用紙）

地図整理番号：M86367

A3をA4に縮小コピー

土地建物位置関係図

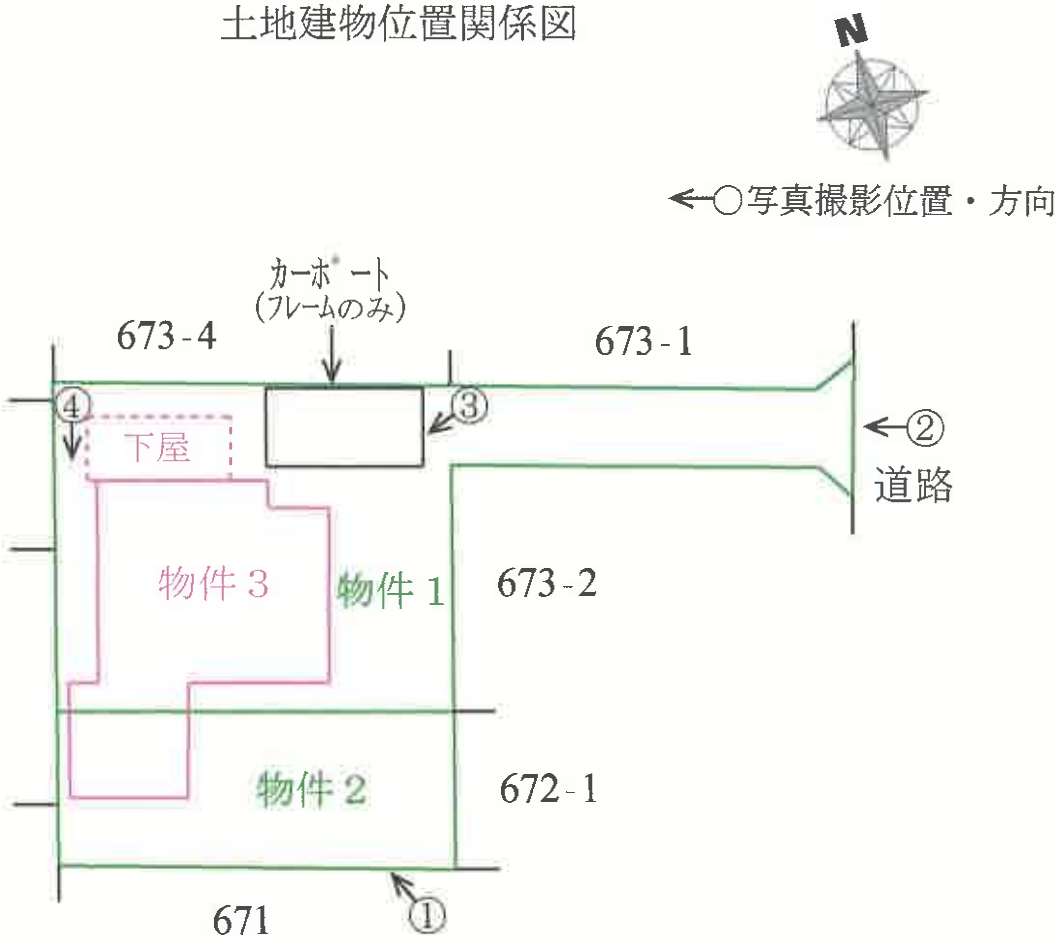
N
←○写真撮影位置・方向
カーポート
(フレームのみ)
673-4
673-1
④
③
②
下屋
道路
物件３
物件１
673-2
物件２
672-1
671
①

土地建物位置関係図

←○写真撮影位置・方向

1階

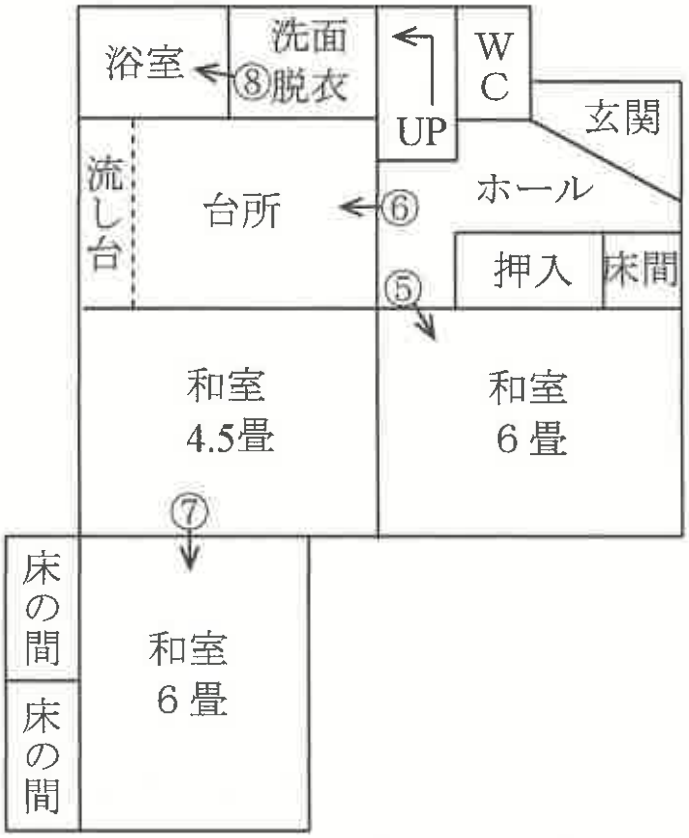

2階

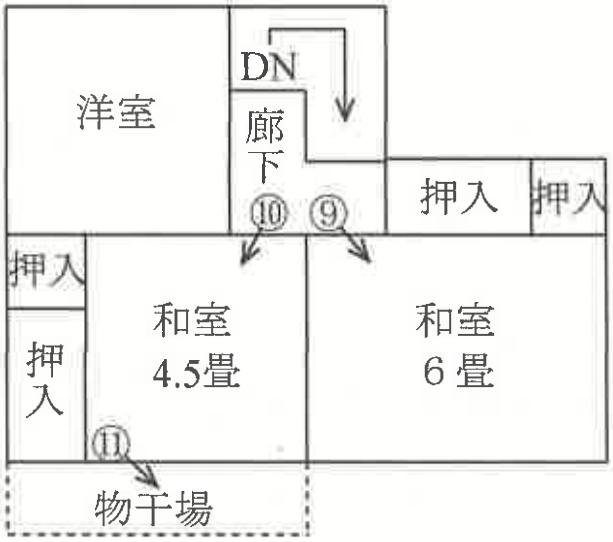

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

武鑑評　第　1001　号
令和7年（ケ）第36号
令和7年8月29日 現地調査
令和7年9月25日 評　　価

前橋地方裁判所　民事部　御中

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士
武　井　　清　　印

第１　評価額

一　括　価　格	
金　2,300,000円	
内　訳　価　格	
物件1（土地）	金　680,000円
物件2（土地）	金　260,000円
物件3（建物）	金　1,360,000円

① 一括価格は、物件1乃至3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
② 内訳価格は配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
③ 物件1・2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

1　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2　評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登　　記	現　　況
1	所　　在 地　　番 地　　目 地　　積	伊勢崎市境栄 673番3 宅地 161.97平方メートル	同左
2	所　　在 地　　番 地　　目 地　　積	伊勢崎市境栄 672番2 宅地 62.07平方メートル	同左
3	所　　在 家屋番号 種　　類 構　　造 床 面 積	伊勢崎市境栄 673番地3 673番3 居宅 木造瓦葺2階建 1階　44.71平方メートル 2階　34.78平方メートル	床面積 1階　約57平方メートル 2階　34.78平方メートル その他の項目同左

番号	特　記　事　項
	特になし

第４　目的物件の位置・環境等

1.　土地の概況及び利用状況等　（　物件1・2　）

位置・交通	東武伊勢崎線「境町駅」の東方道路距離約550m	
付近の状況	東武伊勢崎線の南側で県道太田境東線の高架下付近に位置する住宅地域であり、戸建住宅を中心に共同住宅等も見られる地域である。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第2種住居地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	－
	その他の規制	－
画地条件	物件1・2は一体として間口約4.5m（隅切り含む）、奥行約25m、合計登記地積224.04㎡（物件1：161.97㎡、物件2：62.07㎡）の旗竿状の不整形な中間画地であり、路地状部分の幅は約2.5mである。また地勢は東側道路に向かって微傾斜地勢を有するほかは概ね平坦である。	
接面道路の状況	東側…幅員約4.5m舗装市道（建築基準法42条1項1号）。	
土地の利用状況等	・物件1・2は物件3の建物敷地の用に供されている。物件3建物の物件1・2土地に対する土地利用権原は所有権である（法定地上権が成立するものと判断した）。 ・建物の配置状態は附属資料建物配置図の通りである。	
供給処理施設	水道　特記事項※参照 ガス配管　なし 下水道　あり (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特記事項	※本件土地が接面する東側市道には施設管は敷設されておらず、北側隣接地の北方市道に敷設されている施設管から北側隣接地を経由して本件土地に引き込まれている（北方の施設管からの引込管は私設連合管である）。なお北方市道に敷設されている施設管から東側市道を経由して本件土地	

特　記　事　項 （続き）	に引き込む場合には施主負担にて工事を行う必要がある（詳細については伊勢崎市上下水道局に問い合わせることが必要である）。 ・本件土地内の北側に存するカーポート（フレームのみ、約12.5㎡、附属資料建物配置図参照）については、土地の定着物として土地価格に含めて評価する。 ・北側隣接土地（673番1）に存する樹木の枝葉が本件土地に越境している。 ・洪水浸水想定区域（想定最大50cm未満）に該当する。 ・土壌汚染の可能性について調査した結果、水質汚濁防止法における有害物質使用特定施設の届出はない。土壌汚染の有無については不明であるが、厳密に判定するためには、別途、専門機関による土壌汚染状況調査を実施することが必要である。

2. 建物の概況及び利用状況等 （ 物件3 ）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日： 昭和53年1月10日新築（登記記載） 経過年数： 約 48 年 経済的残存耐用年数： 経済的耐用年数を満了している
仕様	構造： 木造 屋根： 瓦葺 外壁： 吹付等 内壁： 塗壁・ビニールクロス等 天井： 敷目板・石膏ボード・ビニールクロス等 床： 畳・クッションフロアー等 設備： 電気・給排水等 その他： －
床面積（現況）	1階 約57㎡、2階 34.78㎡、 延 約91.78㎡
現況用途等	現況用途： 居宅 間取り： （附属資料「間取図」参照）
品等	やや劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	建物所有者が居宅（空き家）として占有している（現況調査報告書参照）。
特記事項	・本件建物南西側の屋根の一部が僅かに西側隣接土地（663番）に越境している可能性がある。 ・軒天の一部が損傷しており、また物干場は柵のみで床がない状態である。 ・本件建物内部においては床が傾いている箇所があり、また天井と内壁に雨漏りが原因と思われるシミが見られた。 ・本件建物の北側に存する下屋（約8.5㎡、附属資料建物配置図参照）については建物価格に含めて評価する。 ・設備等については動作確認ができないため、その使用可能性については不明である。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

① 建付地価格（物件1・2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格（円/㎡）ア	個別格差 イ	地積（㎡）ウ	建付減価 エ	建付地価格（円）ア×イ×ウ×エ
1	27,200	0.72	161.97	0.80	2,540,000円
2	27,200	0.72	62.07	0.80	970,000円

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示　伊勢崎-6

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準画地価格
28,600円/㎡	×99.8/100	×100/100.0	×100/105.0	＝ 27,200円/㎡

◇ 時点修正　：　公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：　±0％　（格差なし）

◇ 地域格差　：　＋5％　（街路、接近、環境、行政的条件等）

イ 個別格差：　▲28％　（物件1～2一体地…方位、間口奥行関係、形状、供給処理関係、定着物含む等）

ウ 地　　積：　登記数量による。

エ 建付減価：　建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価（円/㎡）ア	現況延床面積（㎡）イ	現価率 ウ	建物の価格（円）ア×イ×ウ
3	120,000	91.78	0.03	330,000円

（物件3 主である建物）

経済的耐用年数を満了しているため、専ら観察減価法を採用して現価率を上記の通り査定した。

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 （円） ア×イ
1	2,540,000	0.55	法定地上権	1,400,000円
2	970,000	0.55	法定地上権	530,000円

イ　土地利用権等割合：　土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記のとおり査定した。

②内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 （円） ア	土地利用権等価格の控除及び加算 （円） イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 （円） (ア＋イ)×ウ×エ×オ
1	2,540,000	−1,400,000	−	1.0	0.6	680,000円
2	970,000	−530,000	−	1.0	0.6	260,000円
3	330,000	＋1,930,000	−	1.0	0.6	1,360,000円
一括価格　（合計）						2,300,000円

ウ　占有減価修正：　特にない

エ　市場性修正：　特にない

オ　競売市場修正：　評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

地価公示価格　（伊勢崎-6）
所　　在：伊勢崎市境新栄6番23
価　　格：28,600円/㎡
位　　置：東武伊勢崎線「境町駅」の東方道路距離約1.1km
価格時点：令和7年1月1日
地　　積：329㎡
供給処理施設：水道、下水
接面街路：北6m市道
用途指定等：市街化区域・第1種中高層住居専用地域
（指定建ぺい率60％、指定容積率200％）
地域の概要：一般住宅等が見られる区画整然とした住宅地域

第７　附属資料

位置図
公図写
地積測量図写
建物配置図
間取図

以　上

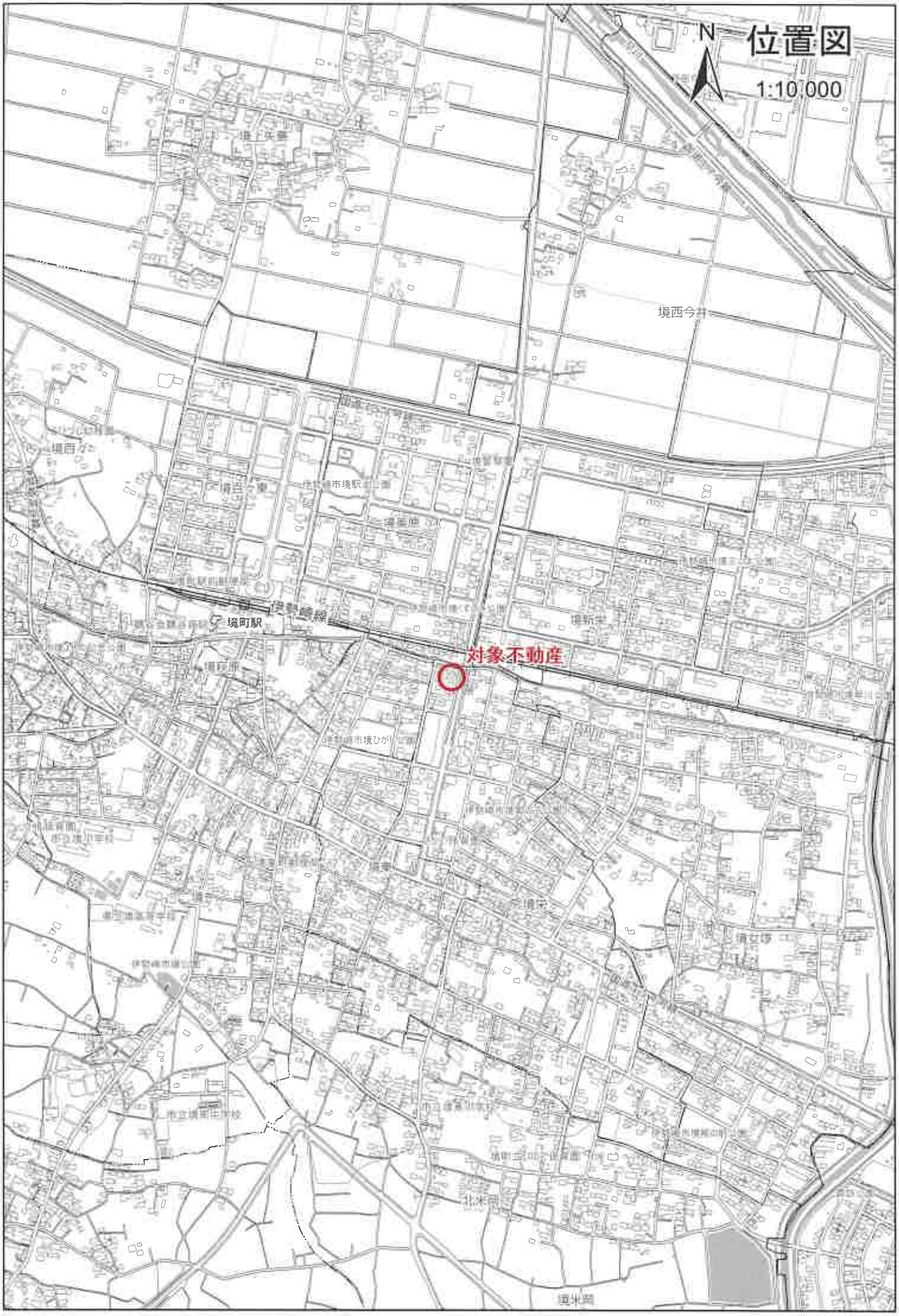

「測量法に基づく国土地理院長承認（使用） R2JHs 243」

公図写（Ａ３をＡ４に縮小コピー）

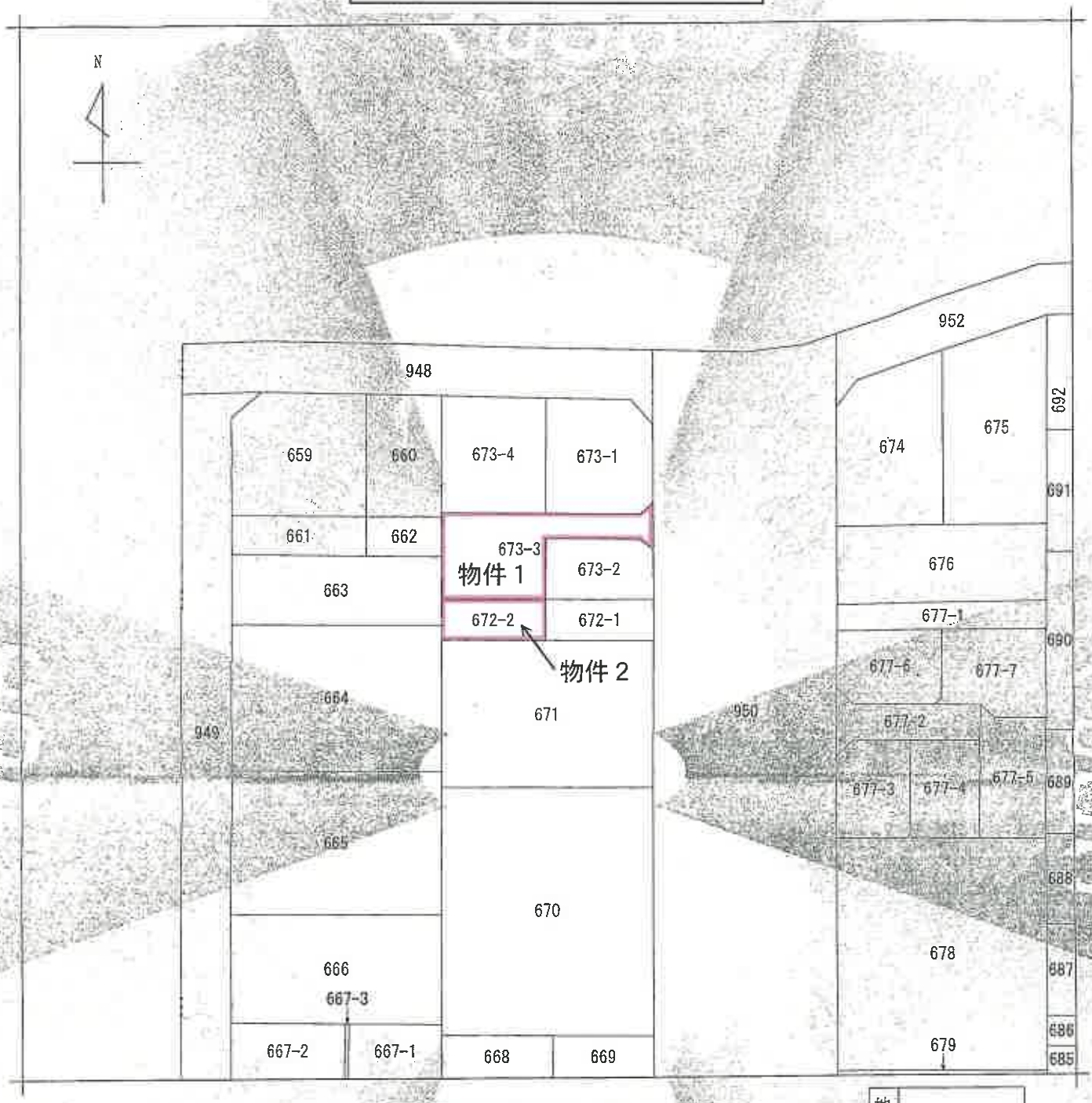

（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これにかわるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	境栄

請求部分	所在	伊勢崎市境栄				地番	673番3		
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和50年12月13日			備付年月日（原図）				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（前橋地方法務局伊勢崎支局管轄）

令和7年4月4日

東京法務局

登記官 [redacted]

地図整理番号：M86366

(1/1)

登記年月日：昭和52年12月12日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（前橋地方法務局伊勢崎支局管轄）
令和7年4月4日　東京法務局

登記官 [redacted]

0123284　前672　~~前673~~

地積測量図

[redacted]

地番	672-1, -2, ~~673-1, -2, -3, -4~~
土地の所在	~~[illegible]~~ 伊勢崎市境栄

673-1 地積計算 (イ)

~~16.48m (7.97m + 8.00m) 1/2 = 99.2313m²~~
16.39 × 2.32 × 1/2 = 57.9548
~~[illegible] × 0.80 × 1/2 = 5.6240~~
計 164.8161m²

673-2 地積計算 (ロ)

~~19.28m × 4.40m × 1/2 = 45.6320m²~~
16.33 (4.32 + 4.68) 1/2 = 52.8605
計 98.2605m²

673-3 地積計算 (ハ)

~~16.28m (7.97m + 7.97m) 1/2 = 129.7616m²~~
11.78 (2.46 + 2.46) 1/2 = 28.9788
~~3.62 × 0.68 × 1/2 = 1.2308~~
~~4.50 × 1.00 × 1/2 = 2.2500~~
計 161.9721m²

673-4 地積計算 (ニ)

~~12.48m (8.23m + 8.29m) 1/2 = 172.0488m²~~

672-1 地積計算 (ハ)

~~12.36m (4.45m + 4.45m) 1/2 = 62.0775m²~~

672-2 地積計算 (ロ)

~~12.36m (4.45m + 4.45m) 1/2 = 62.0775m²~~

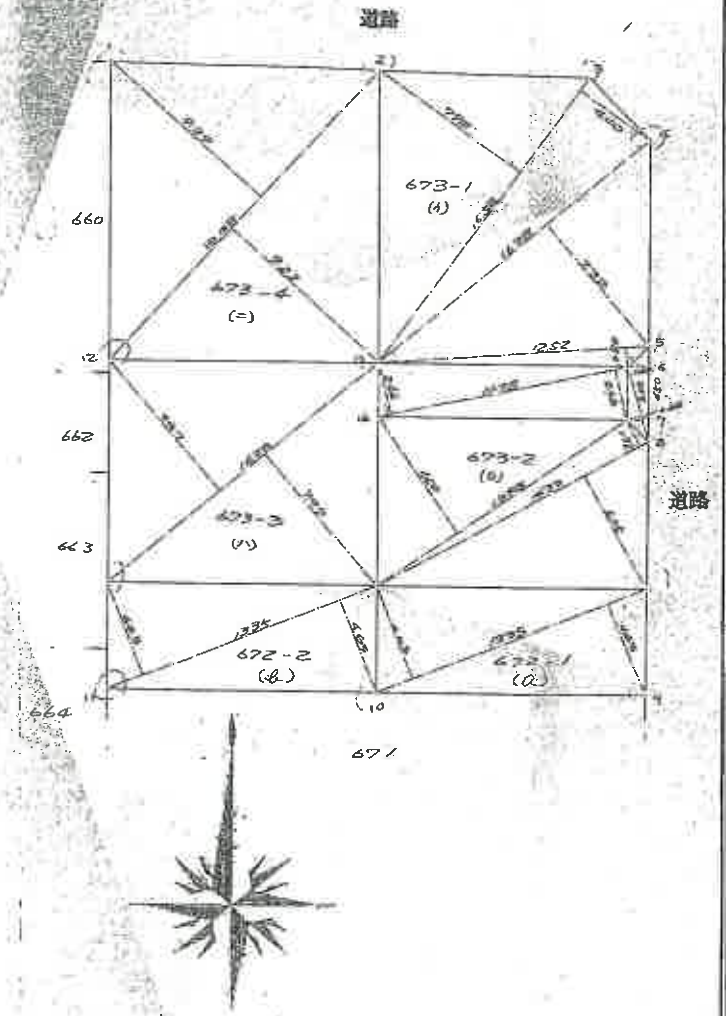

縮尺	1/250

（日本土地家屋調査士会連合会用紙）

昭和 52年 12月 8日	作製年月日
作製者	[redacted]
申請人	[redacted]

地積測量図写（A3をA4に縮小コピー）

令和7年4月4日

地図整理番号：M86370

建物配置図

s ＝1/250

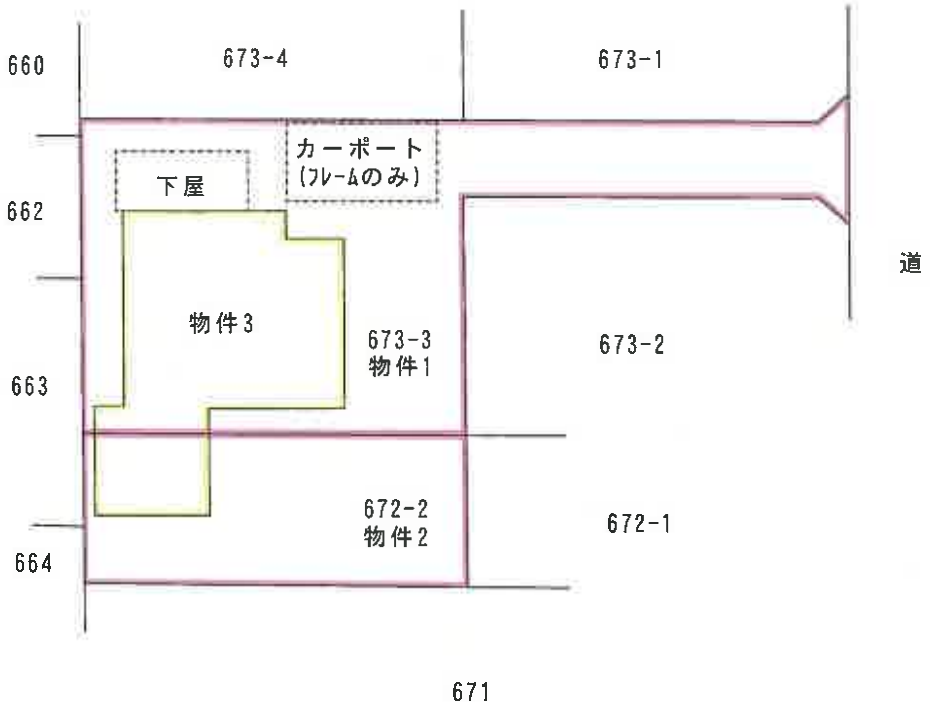
660
673-4
673-1
カーポート
(フレームのみ)
下屋
662
道
物件3
673-3
物件1
673-2
663
672-2
物件2
672-1
664
671

間取図

物件 3

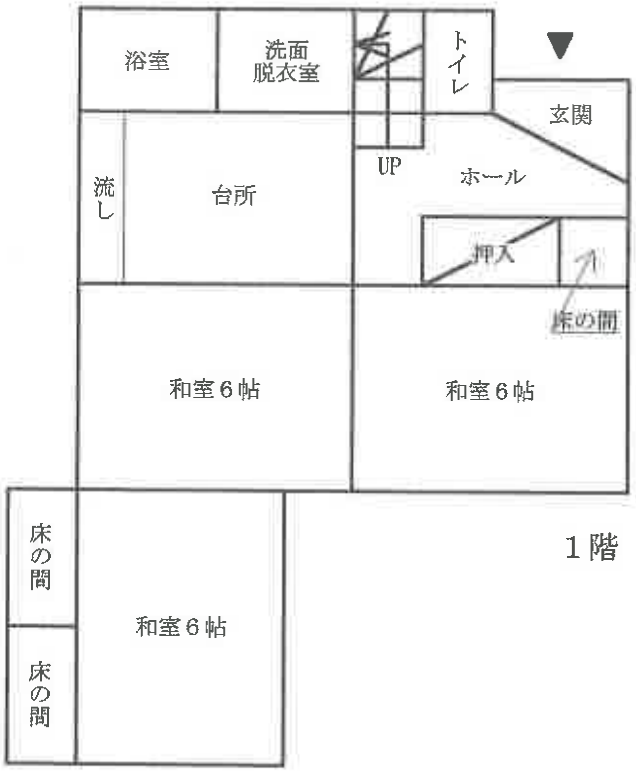
浴室
洗面
脱衣室
トイレ
玄関
UP
ホール
流し
台所
押入
床の間
和室６帖
和室６帖
床の間
和室６帖
床の間
１階

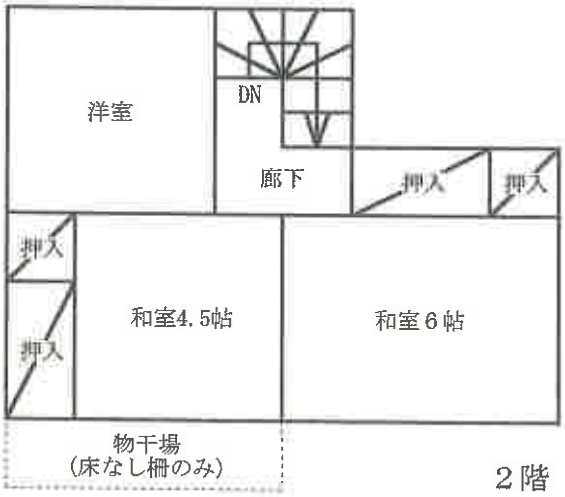
洋室
DN
廊下
押入
押入
押入
押入
和室4.5帖
和室６帖
物干場
（床なし柵のみ）
２階